

三木市特別職報酬等審議会委員募集要項

- 1 趣 旨 特別職の給料等の額を調査、審議するため、「三木市特別職報酬等審議会」を設置します。審議会の委員は、市内の公共的団体等の代表者のほか、市民の皆様から募集します。
- 2 内 容 三木市特別職報酬等審議会の会議に出席し、三木市長の諮問により特別職の給料等の額について調査、審議を行い、審議会としてその結果を市長に答申します。
- 3 募集人数 3名
- 4 応募資格 1) 18歳以上(高校生を除く)の三木市内に在住、在勤、在学する方
2) 三木市の他の審議会等の公募委員となっていない方
3) 三木市市議会議員及び三木市職員でない方
4) 会議に出席できる方(祝日を除く月曜日から金曜日までの日中、1回2時間程度)
- 5 委員の任期 委嘱の日から審議が終了する(令和8年12月末(予定))まで
※ 会議は、平日の日中に1回2時間程度、計2~3回程度開催する予定です。
- 6 応募方法 三木市役所総務部総務課の窓口に設置又は三木市ホームページに掲載する『三木市特別職報酬等審議会委員申込書』に必要事項及び「今後の特別職の報酬等のありかたについて」をテーマに『作文用紙』に作文(800字程度)を記入し、三木市役所 総務部 総務課 給与厚生係まで、持参又は郵送のいずれかの方法により提出してください。
- 7 応募期間 令和8年7月1日(水)から令和8年7月27日(月)まで(必着)
- 8 選考方法 提出された書類により選考します。選考結果は、令和8年8月中に応募者全員に通知します。
- 9 報 酬 条例の定める額を支給します。交通費は支給しません。
- 10 提出先 三木市役所 総務部 総務課 給与厚生係(三木市役所4階)
(問合せ先) 〒673-0492 三木市上の丸町10番30号
電話番号: 0794-82-2000(代表)
メールアドレス: somu@city.miki.lg.jp